

高い税金にビックリ！民商に相談して助かった

さつそくどこが間違っていたのかを検討し、所得税で半分以下になることを確認。原始記録や帳面を整備しつつ、更正の請求書を税務署に提出しました。その後、更正の請求内容に問題なく決定通知書が送られてきました。

Aさんは、「分からないままなら大変だった。民商に相談して助かった」と語りました。

所得税も20万円超で高かったのですが、その後の住民税の通知にビックリ。これはとても払えないと仲間に相談したところ、「俺も会員なんだけど、民商に相談してみたら」と言われ、すぐに民商を訪問して入会しました。

しかし、減価償却や各種経費の判断、自分の給与についての考え方すら分からないなか、間違った所得計算に基づき申告会場で相談したところ、中身は一切見ずに所得を確定し、任意継続で支払っている社会保険料控除も見ないまま、指示された通りに申告しました。

昨年会社から独立開業した建設業を営むAさんは、自分で所得計算をし、区役所の申告相談会場で初めての確定申告をしました。

民商と更正の請求、税金半額戻る

民商ニュース

2019年
8月5日号

新津民主商工会

新潟市秋葉区岡田九四

TEL (0250) 331353

FAX (0250) 331544

経費の節減セミナー

9月5日(木)

開会式 18:40

集合場所「一楽」

スタート 18:50

チケット前売りのみ

1人3,000円



オしも参加するぞ！

のぶちゃん⑧ お盆



のぶちゃん、毎日暑いね、お盆休みあるの？



お盆に限らず、毎日使われているぞ！今日はスイカがのっているぞ！



おぼん→



寒いオヤジギヤグ言っても、涼しくならないからさ...



何や！

事務所のお盆休み

8月13日から16日までですが、土曜、休日、山の日がお盆休日の前後にあるため、

10日(土)から18日(日)まで、事務所をお休みさせていただきます。